

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程を次のように改正する。

2024年（令和6年）2月15日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 一部改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

2024年（令和6年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、教育委員会に配置する会計年度任用職員の職の名称変更及び新たに月額報酬の看護師を配置するなど、所要の改正をする必要による。

庁 中 一 般

出先機関一般

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年2月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 将 宏

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成21年藤沢市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中、「特例の対象となる職員の範囲及び勤務時間等は、別表第1（」を、「特例の対象となる職員の範囲及び勤務時間等は別表第1、」に改める。

別表第4中 「

職種が支援教員である者

」を 「

職種が教育指導員である者

」に改め、同表

職種が看護師である者の項中

「

4週間について60時間を超えない範囲内の任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後3時30分までの間の6時間を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。	60分以内とし、その時限は、学校長が定める。
--	------------------------

」を

<p>4週間について60時間を超えない範囲内の任命権者が定めた時間又は124時間で勤務するものとする。1勤務は次の(1)又は(2)に掲げる勤務時間の区分に応じ当該(1)又は(2)に定めるものとする。</p> <p>(1) 60時間を超えない範囲内で任命権者が定めた時間の場合 午前8時30分から午後3時30分までの間の6時間を超えない範囲内で学校長が定める割振り</p> <p>(2) 124時間の場合 午前8時30分から午後5時15分まで</p>	<p>1勤務が(1)の場合 60分以内とし、その時限は、学校長が定める。</p> <p>1勤務が(2)の場合 一般職員に同じ。</p>
--	---

改め、同表中 「職種が一般教員である者」 を 「職種が教育教員である者」 に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>○藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程 平成21年4月1日教委訓令甲第1号 (中略) (対象職員の範囲及び勤務時間等)</p>	<p>○藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程 平成21年4月1日教委訓令甲第1号 (中略) (対象職員の範囲及び勤務時間等)</p>																								
<p>第2条 勤務時間等について、特例の対象となる職員の範囲及び勤務時間等は別表第1、<u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間で任用されるものにあつては別表第2、定年前再任用短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては別表第3、<u>地方公務員法</u>第22条の2第1項第1に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては別表第4）のとおりとする。</p>	<p>第2条 勤務時間等について、特例の対象となる職員の範囲及び勤務時間等は、<u>別表第1</u>（<u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間で任用されるものにあつては別表第2、定年前再任用短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては別表第3、<u>地方公務員法</u>第22条の2第1項第1に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては別表第4）のとおりとする。</p>																								
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者の範囲</th> <th>勤務時間及びその割振り</th> <th>休憩時間</th> <th>週休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職種が教育指導員である者</td> <td>4週間について77時間30分又は124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。</td> <td>一般職員に同じ。</td> <td>日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日</td> </tr> <tr> <td>職種が新入生サポート講師である者</td> <td>1週間について20時間で勤務するものとする。1勤務は午前</td> <td></td> <td>一般職員に同じ。</td> </tr> </tbody> </table>	対象者の範囲	勤務時間及びその割振り	休憩時間	週休日	職種が 教育指導員 である者	4週間について77時間30分又は124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日	職種が 新入生サポート講師 である者	1週間について20時間で勤務するものとする。1勤務は午前		一般職員に同じ。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者の範囲</th> <th>勤務時間及びその割振り</th> <th>休憩時間</th> <th>週休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職種が支援教員である者</td> <td>4週間について77時間30分又は124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。</td> <td>一般職員に同じ。</td> <td>日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日</td> </tr> <tr> <td>職種が新入生サポート講師である者</td> <td>1週間について20時間で勤務するものとする。1勤務は午前</td> <td></td> <td>一般職員に同じ。</td> </tr> </tbody> </table>	対象者の範囲	勤務時間及びその割振り	休憩時間	週休日	職種が 支援教員 である者	4週間について77時間30分又は124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日	職種が 新入生サポート講師 である者	1週間について20時間で勤務するものとする。1勤務は午前		一般職員に同じ。
対象者の範囲	勤務時間及びその割振り	休憩時間	週休日																						
職種が 教育指導員 である者	4週間について77時間30分又は124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日																						
職種が 新入生サポート講師 である者	1週間について20時間で勤務するものとする。1勤務は午前		一般職員に同じ。																						
対象者の範囲	勤務時間及びその割振り	休憩時間	週休日																						
職種が 支援教員 である者	4週間について77時間30分又は124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日																						
職種が 新入生サポート講師 である者	1週間について20時間で勤務するものとする。1勤務は午前		一般職員に同じ。																						

改正後					改正前				
		8時30分から午後1時までの間の4時間を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。					8時30分から午後1時までの間の4時間を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。		
職種が市費講師である者	学務保健課に所属するもので小学校に勤務するもの	4週間について72時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時までの間の6時間を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。		日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日	職種が市費講師である者	学務保健課に所属するもので小学校に勤務するもの	4週間について72時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時までの間の6時間を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。		日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
	学務保健課に所属するもので中学校に勤務するもの	4週間について60時間を超えない範囲内の任命権者が定めた時間又は72時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時までの間の6時間を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。		日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日		学務保健課に所属するもので中学校に勤務するもの	4週間について60時間を超えない範囲内の任命権者が定めた時間又は72時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時までの間の6時間を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。		日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
職種が看護師である者		4週間について60時間を超えない範囲内の任命権者が定めた時間又は124時間で	1勤務が	条例第3条の規定により任命権者が定める日	職種が看護師である者		4週間について60時間を超えない範囲内の任命権者が定めた時間で勤務するもの	60分以内と	条例第3条の規定により任命権者が定める日
			(1)の場合						

改正後					改正前					
		勤務するものとする。 <u>1 勤務は次の(1)又は(2)に掲げる勤務時間の区分に応じ当該(1)又は(2)に定めるものとする。</u> <u>(1) 60時間を超えない範囲内で任命権者が定めた時間の場合午前8時30分から午後3時30分までの間の6時間を超えない範囲内で学校長が定める割振り</u> <u>(2) 124時間の場合午前8時30分から午後5時15分まで</u>	限は、学校長が定める。 <u>(2)の場合一般職員に同じ。</u>				とする。1 勤務は午前8時30分から午後3時30分までの間の6時間を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。			
職種が教育関連図書館司書である者	教育指導課に所属するもので教育文化センターに勤務するもの以外のもの	4週間について62時間で勤務するものとする。1 勤務は午前8時30分から午後5時までとする。	45分とし、その時限は、学校長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日	職種が教育関連図書館司書である者	教育指導課に所属するもので教育文化センターに勤務するもの以外のもの	4週間について62時間で勤務するものとする。1 勤務は午前8時30分から午後5時までとする。	45分とし、その時限は、学校長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日	

改正後					改正前				
	教育指導課に所属するもので教育文化センターに勤務するもの	4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日		教育指導課に所属するもので教育文化センターに勤務するもの	4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
	職種がスクールカウンセラーである者	4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は次のいずれかとし、所属長がその割振りを定める。 (1) 午前8時30分から午後5時15分まで (2) 午後8時30分から午後5時まで (3) 午前8時30分から午後0時15分まで (4) 午前8時30分から午後0時30分まで	1勤務が(1)の場合60分とし、その時限は、所属長が定める。 1勤務が(2)の場合45分とし、その時限は、所属長が定める。	日曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日		職種がスクールカウンセラーである者	4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は次のいずれかとし、所属長がその割振りを定める。 (1) 午前8時30分から午後5時15分まで (2) 午後8時30分から午後5時まで (3) 午前8時30分から午後0時15分まで (4) 午前8時30分から午後0時30分まで	1勤務が(1)の場合60分とし、その時限は、所属長が定める。 1勤務が(2)の場合45分とし、その時限は、所属長が定める。	日曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
	職種がスクールソーシャルワーカーである者	4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が		職種がスクールソーシャルワーカーである者	4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が

改正後					改正前				
		る。		定める日			る。		定める日
職種が部活動指導員である者		4週間について60時間を超えない範囲内の任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後6時30分までの間の6時間を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。		条例第3条の規定により任命権者が定める日	職種が部活動指導員である者		4週間について60時間を超えない範囲内の任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後6時30分までの間の6時間を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。		条例第3条の規定により任命権者が定める日
職種が教育支援員である者	教育指導課に所属するもので学校教育相談センターに勤務するもの	4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は次のいずれかとし、所属長がその割振りを定める。 (1) 午前8時30分から午後5時15分まで (2) 午後8時30分から午後5時まで	1勤務が(1)の場合60分とし、その時限は、所属長が定める。 1勤務が(2)の場合45分とし、その時限は、所属長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日	職種が一般教員である者	教育指導課に所属するもので学校教育相談センターに勤務するもの	4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は次のいずれかとし、所属長がその割振りを定める。 (1) 午前8時30分から午後5時15分まで (2) 午後8時30分から午後5時まで	1勤務が(1)の場合60分とし、その時限は、所属長が定める。 1勤務が(2)の場合45分とし、その時限は、所属長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
	教育指導課に所属するもので教育文化センタ	4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により		教育指導課に所属するもので教育文化センタ	4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により

改正後					改正前				
	一に勤務するもの	5時15分までとする。		任命権者が定める日		一に勤務するもの	5時15分までとする。		任命権者が定める日
職種が調理業務員である者		52週間について1612時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時15分から午後5時までとする。	60分とし、その時限は、学校長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日	職種が調理業務員である者		52週間について1612時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時15分から午後5時までとする。	60分とし、その時限は、学校長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
職種が調理補助員である者		52週間について806時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時15分から午後5時までとする。	60分とし、その時限は、学校長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日	職種が調理補助員である者		52週間について806時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時15分から午後5時までとする。	60分とし、その時限は、学校長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日